

日弁連法 2 第 4 1 号

平成 1 4 年 8 月 2 1 日

司法制度改革推進本部

事務局長 山 崎 潮 殿

公 的 弁 護 制 度 検 討 会 御 中

日本弁護士連合会

事務総長 大 川 真 郎 (印省略)

「国費による弁護人の推薦等に関する準則」(案)について

本年 7 月 2 3 日の公的弁護制度検討会において、当連合会で策定を検討している「国費による弁護人の推薦等に関する準則」(案)についての質疑がされ、当連合会の河原昭文副会長が説明をいたしました。その趣旨を明確にするために、別紙のとおり補充いたします。

「国費による弁護人の推薦等に関する準則」(案)について(補充書)

- 1 本年7月23日の公的弁護制度検討会において、当連合会にて策定検討中の「国費による弁護人の推薦等に関する準則」(案)(以下、「本準則案」といいます。)に関する質疑がなされ、本準則案と弁護士倫理規定との関係について当連合会の河原昭文副会長から説明をいたしました。
- 2 上記説明を受け、正副会長会において検討した結果、以下の理由に述べる通り、弁護士倫理規定を本準則案に取り入れることは、本準則案に関する策定検討状況に沿うものではないこと等から、今後も予定しないとの結論に至りました。
- 3 理由

本準則案の目的及びその内容

第一に、被告人段階の国選弁護事件で指摘される「手抜き弁護」等の問題を改善して弁護の質の向上をはかることは、刑事弁護を独占的に提供する役割を担っている弁護士会の責務であり、同時に国費による被疑者弁護が創設された場合には、いかなる内容の弁護を提供すべきかについての最低の基準を整備して、責任を持って弁護人の推薦を行う必要があることから、国費による弁護人推薦資格を定めるものとしての「基準」が具体的に存在していることが必要だと考えられました。

第二に、当連合会の責任において全国単位会に対し、本準則案をモデルとした各単位会規則等の制定を指導することは、司法制度改革審議会の意見書が

「公的弁護制度の下でも、個々の事件における弁護活動の自主性・独立性が損なわれてはならず、制度の整備・運営に当たってはこのことに十分配慮すべきである」「弁護士会は、弁護士制度改革の視点を踏まえ、公的弁護制度の整備・運営に積極的に協力するとともに、弁護活動の質の確保について重大な責務を負うことを自覚し、主体的にその態勢を整備すべきである」と指摘しているところに沿うものです。

以上により、本準則案は、国費による弁護人について、その推薦基準としての最低限の行動規範を示し、それに違反した場合に、指導・助言を行うことその他、一定期間の推薦停止の要件を定めることにより、弁護活動の最低限の質を担保することを目的として策定されたものです。

現行弁護士倫理の目的及びその内容

弁護士倫理は、弁護士活動全般に対する一般的抽象的な行動規範であり、他方、本準則案は国費による弁護人の弁護活動の個々の局面においてなす

べき最低限の活動基準を示すものであって、両者は明らかに異なります。

以上により、当連合会としては、あくまで弁護活動の最低の基準を定めるとともに、国費による弁護人推薦の手續を整備することを目的とする本準則案の中に、弁護士倫理の規定を入れることは考えておりません。

- 4 なお、弁護士倫理に違反する行為は、それが弁護士の品位を失うべき非行に該る場合には綱紀・懲戒処分の対象となることはもちろんであります。当連合会では、弁護士倫理の充実・発展を目指して、倫理規定の改正を当連合会弁護士倫理委員会に諮問しており、また、綱紀・懲戒制度の改革にも取り組んでいるところであり、弁護士倫理や綱紀・懲戒の問題は、本準則案とは別個に検討が進められています。

以上